

◎新潟県告示第1210号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あらい整形外科クリニック	三条市鶴田2丁目1番10号	平成28年9月10日
サカエ薬局	上越市幸町14番10号	平成28年7月31日
栃尾郷クリニック	長岡市新栄町2丁目1番50号	平成28年7月31日
かつみ医院	小千谷市東栄1-6-6	平成28年8月31日
柳川歯科医院	新発田市新富町1-5-10	平成28年8月31日
はっとり歯科医院	南魚沼市一村尾1625-1	平成28年8月31日
中条駅前 じゅん耳鼻科	胎内市表町6番17-8	平成28年10月3日